

(7) 予算額（単位：百万円）

H16	H17	H18	H19	H20（概算要求）
1,718	1,432	1,317	915	未定

(8) 18年度に終了した本研究事業で得られた成果

良質な医療を合理的・効率的に提供する観点から、既存医療システムなどの評価研究、医療安全体制確保に関する研究、根拠に基づく医療に関する研究を実施した。医療事故院内感染などの報道が増加していることに伴って、特に、医療に対する信頼確保に係る研究テーマが採択されている。研究の成果は、今後の制度設計に資する基礎資料の収集・分析（医療安全、救急医療、EBM、医師等臨床研修）、良質な医療提供を推進する具体的なマニュアルや基準の作成（EBM、医療安全、遠隔医療、看護技術）などを通じて着実に医療政策に反映されている。

2. 評価結果

(1) 研究事業の必要性

- ・安全・安心な医療を提供するためには、医療提供システムへの先端技術の最適な活用が求められており、このような研究の進展は社会的なインパクトが極めて大きく、研究を進める意義は大きい。
- ・医療安全に関しては、国が中心となり、国民の暮らしの安全確保に向けた取り組みを行うことが必要と考えられる。
- ・近年の科学技術の急速な進展に伴い高度医療が発展し、技術の進歩によって新たに開発された医療技術が実際の医療現場に導入される機会が急速に増えている。一方でこのような医療技術を安全に利用するためには、新たに開発された医療技術の安全性と有効性を評価するための具体的な基準が必要となるが、その基準の検討などに当たっては、国が一定の役割を果たす必要がある。
- ・また、最近、漢方、鍼灸、アロマセラピー、いわゆる健康食品、伝統的な治療法などの現代西洋医学に含まれない医療領域（統合医療）への関心が高まっているが、一方でこのような医療の科学的評価等は未だ十分とはいえず、早急に国内外における統合医療の効果、有効性、安全性、経済的評価等を実施していく必要がある。
- ・なお、本研究事業と密接な関係を持つ医療提供体制の改革については、政府・与党医療対策協議会において「医療制度改革大綱」（平成17年12月）として方針が示されるとともに、第164回通常国会において関連法律（医療法・医師法等）の改正が行われた。上記の一連の議論においては、本研究事業において研究課題である「医師の偏在是正等による地域医療を担う人材の確保」、「医師の労働問題」、「異状死体の届出（医師法21条）」、「終末期医療に関する問題」等も大きく取り上げられたところである。

(2) 研究事業の効率性（費用対効果にも言及すること）

- ・現在、医療事故の発生に伴う医療訴訟が、年間1000件ほどあるが、医療安全確保の研究や医療システム構築に係る研究の進展等によって、医療の質が向上し医療事故が減少すれば、極めて大きな効果を国民が享受することが期待される（また、米国のデータによると有効性の高い電子システムの開発・導入によって重篤な薬剤事故の50%以上が削減可能であり、大幅な医療費の削減に繋がる可能性が示唆される）。
- ・また患者の保険証認証をネットワークで行うことのできるシステムを研究・開発することにより、従来まで当該認証業務に要したコスト（約800億円／年）を削減することが可能

となる。

- ・複数の医療機関を受診する際に、紙ベースによる診療情報共有のために発生する重複診療のコスト（約 3000 億円／年、年間総医療費の 1%）を、電子署名基盤を利用した医療機関関連連携システムの研究・開発により一定程度削減することが可能となる。
- ・災害医療においては、災害時における救急医療体制の確立によって救命される患者が増加することが期待され、国民の安全・安心が確保されるという社会的利益も大きい。
- ・このような研究とその成果に対する経済的な試算は現時点では困難であるが、生命の危険にさらされ、不安を抱えた患者にとって、適切な医療資源の投入による治療成績の向上や医療に対する信頼の向上はかけがえのないものであり、国民全体にとって大きな効果をもたらすものと考えられる。

(3) 研究事業の有効性

医療事故等の予防に有効性が高く良質な医療を提供するために必要な技術、基準、マニュアル等の開発・作成（EBM、医療安全、医療情報技術、看護技術、統合医療等）を進め、最終的に質の高い医療をあらゆる医療現場において提供できる体制の構築を図る。

(4) 研究事業の計画性

【20 年度の課題公募に向けた考え方】

医療制度改革において課題となっている医療機関などの安全管理体制の整備、安全確保のための人材育成、医療に関する情報提供の推進の問題に加え、平成 20 年度は地域医療における安全・安心の確保や医療へのアクセスといった新たな問題に対して、より体系的に位置づけられた研究を推進していく。また、他の研究とも有機的に結びついた研究も推進していく。例えば、医政局研究開発振興課が提案している活動領域拡張医療機器開発研究で期待される在宅医療用具の開発や I T 在宅医療機器システムを在宅医療の現場に応用するための研究などはこのように省内での有機的な連携を考慮した研究課題として想定できる。

【個別内容に係る課題】

（生命・健康のセーフティネット確保に関する研究）

- ・救急医療体制の推進に関する研究
- ・小児救急医療体制の整備推進に関する研究
- ・救急医療用ヘリコプター等を用いた救急医療等に関する研究
- ・救急救命士等の病院前救護等に関する研究

（医療情報のセキュリティ確保及び利活用に関する研究）

- ・患者・国民の視点を重視した EBM の効果的な普及・促進と適用手法、医療技術の体系的な評価に関する研究
- ・診療ガイドラインの普及と、その健康アウトカム等と与える影響に関する研究
- ・統合医療に関する研究
- ・医療情報ネットワークの総合的なセキュリティ確保に関する研究
- ・医療安全対策の推進基盤となる医療情報システムの開発と利活用に関する研究

（地域医療の基盤確保と医療のアクセス確保に関する研究）

- ・医療計画及びそれに基づく医療提供体制に関する研究
- ・へき地医療に関する研究

- ・在宅医療を含む療養環境の開発・整備に関する研究
- ・在宅における看取りの充実に関する研究
- ・地域医療を支える医療機器の適正使用の確保に関する研究
- ・医療技術の社会的役割と経済性の評価に関する研究
- ・在宅における緩和ケアを充実させるための新たな機器の開発に関する研究
- ・医療の質向上及び地域医療格差是正に資する遠隔医療等の適切な情報通信技術の活用及び体制確保に関する研究

(医療現場の安全確保のための研究)

- ・医療の質と安全性の向上に関する研究
- ・医療事故等事例の原因究明・分析に基づく再発防止対策の徹底に関する研究
- ・患者・国民との情報共有と患者・国民の主体的参加の促進に関する研究
- ・院内感染対策に関する研究
- ・医療放射線管理に関する研究

(地域医療で活躍が期待される人材の育成・確保に関する研究)

- ・医師と医療関連職種等との連携や勤務形態の在り方に関する研究
- ・医療・看護の質の向上に関する研究(アウトカム指標の開発・活用、教育カリキュラム評価等)
- ・医師等国家試験の改善の提言等に関する研究
- ・医師等臨床研修制度の充実に資する研究
- ・看護師等の資格制度等の国際的比較研究
- ・地域医療に貢献する医師等の需給に関する研究

(5) 分野別推進戦略の研究開発目標、成果目標の達成状況(18年度からの継続課題について)

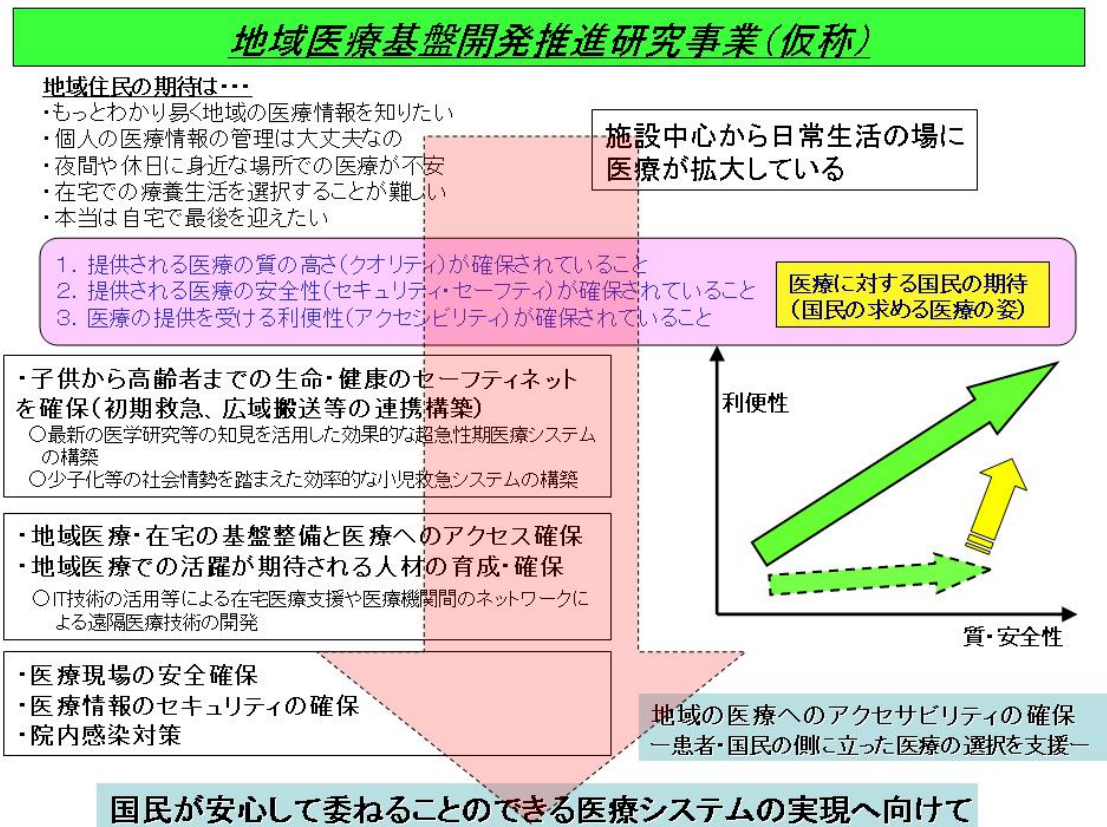
「医療の安全の推進、医療の質の向上と信頼の確保に関する研究開発」という研究開発課題における「2010年までに医療安全に関する管理体制の充実に資する、医療の質の評価体制について案を示す」という研究開発目標については医療事故を防止するための対策の効果的な実施及び評価に関する研究を行うなど目標の達成に向けた取り組みを行っている。また、「2010年までに、ヒューマンエラー等が発生しやすい部門や手技に対して、ヒューマンセンタードesignの視点で開発されたIT機器の導入による影響を把握する」という研究開発目標についても、新しいIT技術を活用した医療技術の導入などに向けた研究を着実に実施することとしている。

(6) その他：特になし

3. 総合評価

医療安全・医療技術評価総合事業の成果は、今後の制度設計に資する基礎資料の収集・分析(医療安全、救急医療)、良質な医療提供を推進する具体的なマニュアルや基準の作成(EBM、医療安全、医療情報技術、看護技術)などを通じて、着実に医療政策に反映されている。良質な医療提供体制の整備について、既存の医療体制の評価研究や新たな課題(医療安全等)の解決を図る研究などを推進する本研究の充実は不可欠である。

4. 参考（概要図）



(12) 労働安全衛生総合研究

分野名	健康安全確保総合研究分野
事業名	労働安全衛生総合研究事業
主管部局（課室）	労働基準局安全衛生部計画課
運営体制	労働基準局安全衛生部計画課の単独運営

関連する「第3期科学技術基本計画」における理念と政策目標（大目標、中目標）

理念	健康と安全を守る
大目標	安全が誇りとなる国
中目標	暮らしの安全確保

1. 事業の概要

(1) 第3期科学技術基本計画・分野別推進戦略との関係

重要な研究開発課題	1. 医薬品・医療機器、組換え微生物、生活・労働環境のリスク評価
-----------	----------------------------------

	等の研究開発 2. こころの発達と意思伝達機構並びにそれらの障害の解明
研究開発目標	1. 2010年までに、労働者及び労働災害の実態調査や労働安全衛生に係る技術の検討により、新たな知見である、職場における労働災害を防止・減少するために必要な技術を明らかにする。 2. 2010年までに、労働者の実態調査や地域保健との連携のありかたの検討により、労働者の職場におけるメンタルヘルス不調の予防・減少を図るための有効な手段を見いだす。
成果目標	1. 2015年頃までに、事業場における安全衛生水準を向上し、安全と健康が確保された労働環境を形成する。 2. 2020年頃までに、職場のメンタルヘルス不調の予防・減少を図ることにより、事業場における安全衛生水準を向上させる。

(2) イノベーション25との関係(該当部分)：なし

(3) 新健康フロンティア戦略との関係(該当部分)

部	第1部 国民自らがそれぞれの立場に応じて行う健康対策 第2部 新健康フロンティア戦略を支援する家庭・地域・技術・産業
項目	2. 女性を応援する健康プログラム(第1部) 5. こころの健康づくり(第1部) 1. 健康を家庭・地域全体で支援(第2部)
対策	第1部 2. (1)女性の健康的な『自分』づくりの支援 ②職場内における働く女性の健康への適切な対応の推進 5. (1)うつの早期発見・早期治療の推進 ②職域での理解の促進、相談体制の整備 (2)うつの治療、社会復帰の推進 ②職域での理解の促進、相談体制の整備 第2部 1. ⑥地域・職域におけるうつへの理解促進と社会復帰の推進 ・職域での理解の促進、相談体制の整備

(4) 事業の内容(新規・一部新規・継続)

労働安全衛生総合研究事業は、職場における労働者の安全と健康の確保、快適な職場環境の形成等を図ることを目的として調査研究を実施している。

平成20年度は、国が定める新たな労働災害防止計画の1年目に当たるが、深刻さを増す過重労働による健康障害や、最悪の場合自殺に至るメンタルヘルス不調の予防が喫緊の課題となっているとともに、重要課題として、アスベスト問題の教訓を踏まえた予防原則に基づく化学物質規制、非正規雇用の増加などの労働環境の変化に対応した労働衛生対策、依然として後を絶たない重篤な職業性疾病の予防に取り組むため、調査研究により最新の知見を得て、同計画における施策に反映していく必要があることから、新たに以下の研究を実施する。

○小規模事業場における過重労働対策の定着及び面接指導に係る医師用チェックリストの改良に関する研究

○職場における「うつ」の実態に関する調査研究及びメンタルヘルス対策のグッド・プラク

ティスの分析・評価
 ○予防原則に基づく包括的な化学物質規制体制の構築に関する研究
 ○労働環境等の変化や多様なニーズを踏まえた産業保健サービスのあり方に関する総合研究
 ○粉じん作業における個人サンプラーの活用等による測定方法及び評価方法、熱中症予防対策の促進及び労働環境における電磁界によるばく露に関する研究

(5) 平成20年度における主たる変更点

該当なし（総合科学技術会議の評価対象となっていない）

(6) 他府省及び厚生労働省内での関連事業との役割分担

労働災害防止や職業性疾病予防に関する関連事業はない。

(7) 予算額（単位：百万円）

H16	H17	H18	H19	H20（概算要求）
308	283	254	203	未定

(8) 18年度に終了した本研究事業で得られた成果

平成18年度終了課題においては、天然鉱物中の石綿含有率の測定方法の開発、精神科医や産業医のためのメンタルヘルスマニュアルの作成、疾病予防に関するリスクアセスメントツール及び教育プログラムの開発などを行い、これらは行政の重点施策であるアスベスト対策、メンタルヘルス対策、リスクアセスメントの普及の推進を図るための具体的なツールを提供したという点で重要な効果を上げた。

2. 評価結果

(1) 研究事業の必要性

新たな技術の開発、新たな物質の出現、労働災害防止技術の進歩、労働環境の変化など、労働者の安全と健康を取り巻く状況は刻々と変化しており、労働者の命と健康を守るためにはその変化に対応し、常に最新の科学的知見に基づいて必要な規制や予防のための取組を続けていかなければならない。
 最新の科学的知見を得るためには、本研究事業において国の重要政策に関わる調査研究を継続的に行うことが必要不可欠であり、これによって得られた知見が政策に反映されることにより、労働者の安全と健康の確保を図ることが可能となることから、本研究事業の必要性は極めて高い。

(2) 研究事業の効率性（費用対効果にも言及すること）

本研究事業については、事前評価、中間評価及び事後評価を実施し、計画性があり政策的に合致した課題の選定、評価を行っており、事業の効率性を確保している。
 また、労働安全衛生においては依然として非常に多くの政策課題があるものの、限られた予算の中で最大限の効果を得る必要があることから、特に優先的に対応すべき重点課題を定め予算要求を行うとともに、課題の採択、研究費の配分においても、必要最小限のコストで重点課題に直結した成果を出せる研究となるよう精査しており、効率性は高い。

(3) 研究事業の有効性

本研究事業において実施されている調査研究は国の施策と密接に関わっており、その成果は有効に活用されている。18年度の成果の例でいえば、石綿の規制値が0.1%の含有率に変更されたことに伴い測定方法の開発を行ったことや、国の基準に関わる高気圧作業の標準減圧表の改正案を提案したことなど、国の規制等と密接に関わった成果を上げており、有効性は高い。

(4) 研究事業の計画性

本研究事業は、国が5年ごとに策定する労働災害防止計画に位置づけられており、同計画に基づいて国が重点として取り組む対策と対応して、研究課題等を設定しており、その成果は同計画の目標である労働災害や職業性疾病の減少等に資するものであることから、計画性は高い。

(5) 分野別推進戦略の研究開発目標、成果目標の達成状況（18年度からの継続課題について）

労働災害を防止・減少するために必要な技術については、5本の柱を立てて取組を進めており、各柱の分野ごとに具体的な成果を上げ、着実に目標の達成に向けて進展が見られるものの、過重労働対策、化学物質対策、粉じん対策、熱中症対策など、なお一層の開発・研究が必要な課題が残されている。

メンタルヘルス不調を予防・減少するために有効な手段については、職場のストレスの評価手法の開発やマニュアルの作成など、着実に目標の達成に向けて進展が見られるものの、メンタルヘルス不調になる労働者の減少という効果に結びつく具体的な対策の開発については、なお課題が残されている。

(6) その他：特になし

3. 総合評価

労働安全衛生行政は、常に最新の科学的知見に基づき、必要かつ有効な規制を設けることで全国6千万人を超える労働者の安全と健康を確保しており、本研究事業は行政が必要とする科学的知見の提供、具体的手法の開発等を担うなど、労働安全衛生行政の推進に必要な成果を上げており、引き続き一層の推進が必要である。

4. 参考（概要図）